

滋賀県個人情報保護審議会 の 会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。

今回の会議については、議題 1 は公開の審議会として開催し、議題 2 以降については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第 102 回滋賀県個人情報保護審議会

■ 日 時 平成 28 年 2 月 18 日（木曜日）
午前 9 時 30 分から午後 0 時 10 分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目 1 - 1
県庁本館 4 階 4 - A 会議室

■ 出席者 委 員：近藤月彦、里内緑、松本哲治、毛利公一
(敬称略、五十音順)
事務局：八田室長、中川室長補佐、大倉主査、山下主任主事
(県民活動生活課 県民情報室)

■ 議題

1 行政不服審査法の施行に伴う滋賀県個人情報保護規則、同運営要領等の改正について

行政不服審査法が改正されたことに伴い、開示決定等に対する不服申立てが、審査請求に統一され、審査請求の期間が延長されるなどしたことおよび滋賀県個人情報保護条例において審理員の規定を適用除外にすることから、新たな不服申立制度に対応するため、滋賀県個人情報保護審議会規則および同運営要領等について、所要の改正が生じたものとして、事務局から説明および報告を受けた。主な改正点については、以下のとおり。

- ・滋賀県個人情報保護審議会規則については、「不服申立て」、「不服申立人」の文言を、「審査請求」、「審査請求人」に改める等の文言に係る改正。
- ・滋賀県個人情報保護審議会運営要領の具体的な改正内容については、理由説明書および理由説明書に対する意見書に係る規定の部分については、審査庁が行政不服審査法に基づき求める弁明書および反論書をもとに審理をすることとしたこと。また、審査庁が行う口頭意見陳述の実施方法を踏まえ、全ての審査請求人等を招集して行う場合に、審議会が必要と認める場合は、審査請求人等に、処分庁に対する質問を述べる機会を与えることができることとしたこと。
- ・知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正については、個人情報保護審議会諮問通知については、規則事項として追加し、不服申立ての教示内容を、法改正に伴い変更したこと。

以上の点につき、それぞれ事務局から説明を受けた。

2 諮問第 33 号の審議について

健康相談に係る記録等の不開示決定に対する異議申立てについて、実施機関からの口頭説明を受けるとともに、異議申立人らからの意見聴取を行い審議した。

3 諮問第 32 号の審議について

児童記録の一部不開示決定に対する異議申立てについて、実施機関からの口頭説明および異議申立人らからの意見聴取に係る質問案の審議を行った。

4 その他

今後の日程連絡等を行った。

- 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページおよび県庁県民情報室に備付け、公開します。

- 問い合わせ先 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（担当者 山下）

電 話 077-528-3122

FAX 077-528-4813